

平成 <b>28</b> 年 <b>10</b> 月 <b>1</b> 日 佐野市長 様	個人番号（マイナンバー）を記入して下さい。	サ / マ ル オ さ の ま る お
<b>佐野市高砂町1番地</b>	個人番号 0 0 0 1 2 3 4 5 7 8 9	性のまるお <b>さの</b>
電話番号 0 - <b>24-5111</b>	性別 男 女	捺印をお願いします。
	生年月日 明・大 昭・平 <b>23・2・25</b>	

提出日を記入して下さい。

あなたが所属する団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定による申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄

太枠内の項目（住所、氏名（フリガナ）、個人番号（マイナンバー）、性別、電話番号、生年月日）を全て記入して下さい。  
※ 記載内容について変更が生じた場合は、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要となります。

年の翌年の1月10日までに、申告特例

税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年（以下「対象年」という。）に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附の年月日と寄附金額を記入して下さい。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 <b>28</b> 年 <b>9</b> 月 <b>15</b> 日	<b>10.000</b> 円

2. 申告の特例の適用に関する事項  
申告の特例の適用を受ける場合に該当する場合、それぞれの

ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない場合、チェックして下さい。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である。	<input checked="" type="checkbox"/>
---------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がなされる者（以下「ふるさと納税の対象者」という。）に該当する者

(2) 地方団体に対する寄附金について、当該寄附金に係る寄附金税額控除を受ける目的以外で、ふるさと納税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を指す。）を行わない者

ワンストップ特例申請で寄付をする自治体数が年間で5団体以下であると見込まれる場合、チェックして下さい。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

●ワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例申請）は、確定申告や住民税申告を要しない方が「ふるさと納税（寄附）」をした際に簡易な申請をすることで、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、税控除が受けられる特例制度です。

●ワンストップ特例を希望される方は必ず申請書を提出して下さい。後日、佐野市から受付書を郵送いたします。

●地方税法の規定により、ワンストップ特例申請をされた方が確定申告や住民税申告をした場合、または、ワンストップ特例の申請団体が5団体を超えた場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされます。

そのため、ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加により確定申告や住民税申告の必要が生じた場合は、寄附金控除の手続きを併せて行ってください。

※ 住民税の賦課決定後に確定申告された場合も特例申請がなかったものとみなされ、住民税額が再計算されますのでご注意ください。

●平成27年分については、4月1日以降の寄附が対象のため、1月1日から3月31日までの間に寄附をされた分についてはワンストップ特例の対象になりません。この期間の寄附に係る寄附金控除を受けようとする場合は、確定申告をする必要があります。